

東京都における文化財庭園の 保存活用計画（向島百花園）

令和4年2月

東京都建設局公園緑地部

目次

I	計画策定の目的	
	1. 計画策定の目的	1
	2. 計画の実施	1
	3. 計画の見直し	1
II	本園の歴史・本質的価値	
	1. 文化財指定の概要	2
	1-1 指定に至る経緯	2
	1-2 指定告示	2
	1-3 指定範囲	4
	2. 本園の変遷	5
	2-1 歴史的変遷	5
	2-2 周辺環境の変遷	36
	3. 本園の現況	44
	3-1 現況及び施設配置	44
	3-2 主な視点場からの景観	46
	3-3 本園及び周辺に関わる法規制等	49
	4. 本園の本質的価値	52
	4-1 本質的価値の明示	52
	4-2 庭園の価値を構成する要素	54
III	向島百花園におけるこれまでの取組	
	1. 保存における取組の現状	79
	1-1 植物及び動物の管理	79
	1-2 水の管理	83
	2. 活用における取組の現状	84
	2-1 利用状況	84
	2-2 多様化するニーズへの対応	87
	3. 整備における取組の現状	96
IV	保存活用の理念と方針	
	1. 保存活用の理念	101
	2. 保存活用の課題	103
	3. 保存活用の方針	105
	3-1 ゾーンごとの課題と保存活用の方針	105
	3-2 「本質的価値を構成する要素」以外の要素の保存活用の方針	108
V	保存活用計画	
	1. 保存	109
	1-1 本園全体の保存の方法	109
	1-2 各ゾーンの保存の方法	111
	1-3 保存・管理作業内容一覧	115
	1-4 防災・防犯の管理方法	116
	2. 活用・運営	118
	2-1 本園全体の活用・運営の方法	118
	2-2 各ゾーンの活用・運営の方法	120
	3. 整備	124
	3-1 本園全体の整備の方法	124
	3-2 各ゾーンの整備の方法	125
	3-3 整備事業計画	129

I 計画策定の目的

1. 計画策定の目的

本計画は、今後の都立庭園全体の保存活用の方策を示した計画である「東京都における文化財庭園の保存活用計画（共通編）」を受けて、向島百花園の保存活用計画として策定するものである。

本計画は、向島百花園（以下、本園という。）において、これまで保存や修復、復元等に取り組んできた成果を踏まえ、今後の保存、活用・運営、整備についての基本的な方針を示すことを目的として策定する。

2. 計画の実施

本計画は、令和4年2月より実施する。

3. 計画の見直し

本計画は、概ね10年を目途に、状況を踏まえて、改定していくものである。